

農地を無断で転用できないことを知っていますか

☎ 町農業委員会（農業振興課内） ☎ 282-1607

農地の転用について

田・畑または果樹園などの農地を、農地以外（宅地・駐車場・資材置場）に使用する場合、県知事の許可が必要です。許可を受けずに転用したり、許可の内容と異なる目的に転用した時には、厳しい処罰が定められております。場合によっては、現状回復などの是正指導が行われます。



▲非農地と判断した例

農地を無断で転用すると

農地法第64条

3年以下の懲役または300万円以下の罰金

（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第18条第1項、第51条第1項に違反した者）に科せられます。

非農地について

町農業委員会では、復元利用できない農地と利用できる農地を明確化するための判断、“農地の非農地判断”を行っています。

近年、担い手の減少や農業所得の減少などにより、耕作放棄地が増加しているところです。また、耕作放棄地の大半が、森林・原野化しており、今後農地としての復元利用が大変困難な状況となっています。

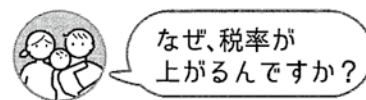
※自ら植林した農地については、農地転用をしていただきます。

詳しくは農業委員会事務局にお尋ねください。

農地は、将来における国民のための限られた資源です。農地の無断転用をなくし、大切な農地を守りましょう。

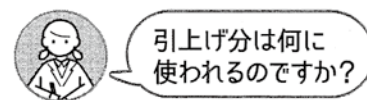
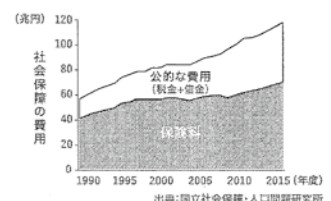
2019年10月1日から消費税・地方消費税の税率は10% ※へ

※10%のうち2.2%は地方消費税です。



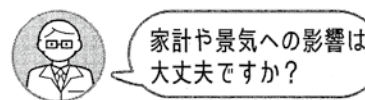
社会保障制度を次世代に引き継ぎ、みんなが安心できる社会にするため

日本では高齢化が進み、社会保障の費用は増え続けています。みんなが安心できる社会にするためには、安定した財源を確保し、社会保障制度を次世代に引き継ぐとともに、全世代型へ転換していく必要があります。そのためには10%への税率の引上げが必要です。



すべての世代を対象とする社会保障のために

引上げ分は、消費税・地方消費税ともに、全世代を対象とする社会保障の充実と安定のために使われます。例えば①待機児童の解消、②3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化、③真に支援が必要な学生の高等教育（大学など）の無償化、④介護職員の処遇改善、⑤所得の低い高齢者の介護保険料の軽減、⑥所得の低い年金受給者への給付金の支給などです。



家計と景気、両方の視点から対策を実施します

税率引上げに伴う家計への負担を減らすため、飲食料品（お酒・外食を除く）と新聞（定期購読契約、週2回以上発行）に係る税率を8%に据え置きます（軽減税率制度）。

このほか、家計や景気への影響を緩和するための各種対策を実施します。



知っていますか、地方消費税

一般に「消費税」と言うのは、消費税(国税)と地方消費税(地方税)を合計したものです。地方消費税収は、地方自治体の貴重な財源として、住民の皆様の身近な行政に生かされています。

政府広報 消費税

検索



電気柵等の設置について～野生鳥獣から作物を守りましょう！

☎ 農業振興課 農林企画係 ☎ 282-1607

御船町有害鳥獣被害防止対策事業補助金

農林産物への鳥獣害を防止するために設置する電気柵等（電気柵、防護ネット及びワイヤーメッシュ）の費用に対し補助金を交付します。

◆事業概要

補助金交付対象経費

：電気柵等の設置に要する費用（資材費）

■補助額：補助対象経費の2分の1（上限15万円）

■補助対象者：農林家（経営面積が1,000㎡以上）

※ただし、中山間地域等直接支払制度対象区域は除く

■申請方法

申請する場合は、農業振興課にて申請書をお渡しします。

音の和MUSICコンサートとわくわくダンス&子育て遊園地 in 上野

☎ 社会教育課 社会教育係 ☎ 282-0888

■日 時 10月27日(日)
子育て遊園地 11時 開演
音の和MUSICコンサート 13時15分 開場
13時30分 開演

■場 所 御船町立上野保育園

■入場料 無料

■内 容 ・音の和MUSICコンサート・子育て遊園地
（全国でライブ活動をする夫婦ユニット）
・古家優里さんによるダンスワークショップ



▲平成29年度に行われた人形げき

し尿汲取り料金の改定のお知らせ

☎ 環境保全課 環境衛生係 ☎ 282-1604

このことについて、昨今の物価（人件費および燃料費）の上昇に伴い、現行のし尿汲とり料金では、し尿汲取り業者の経営維持に支障がありますので、汲取り料金を令和元年10月から、次のとおり料金を改定します。

【汲取り許可業者】

◇御船清掃公社 ☎ 282-6250

◇御船総合管理 ☎ 282-1551

汲取り量10リットル当たりの金額	
現 行	変更後（令和元年10月から）
101円	106円

※この改定は、し尿処理業務を共同で実施している4町（御船町、甲佐町、益城町、嘉島町）の合意による、統一された料金改定です。

障がいのある人などの軽自動車税の減免について

☎ 税務課 課税係 ☎ 282-1114

■必要なもの

- ・軽自動車税納税通知書（毎年5月1日ごろ発送します）
- ・印鑑（認印可）
- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または、精神障害者福祉手帳のうちのどちらか
- ・運転免許証（運転者のもの）

■減免申請期間

軽自動車税納税通知書受領後から納期限（5月末）まで
※申請期間を過ぎると受け付けることができません。

